

電子署名及び認証業務に関する法律骨子

平成 12 年 5 月
郵政省・通商産業省・法務省

1 目的

電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること

2 内容

(1) 電磁的記録の真正な成立の推定

電磁的記録に記録された情報について本人による一定の電子署名がなされているときは、真正に成立したものと推定する旨の規定を設ける。

電子署名 電磁的記録に記録された情報について作成者を示す目的で行う暗号化等の措置で、
改変があれば検証可能な方法により行うもの

(2) 特定認証業務に関する認定の制度

認証業務の認定

認証業務(電子署名を確認するために用いる情報が本人に係るものであることを証明する業務) のうち一定の要件を充たすものを特定認証業務と定義し、これを行おうとする者は、主務大臣(三大臣) の認定を受けることができることとする。認定の要件、認定を受けた特定認証業務を行う者の義務、認定を受けた業務についてその旨表示可能とする規定等を設ける。また、外国の認証事業者等に関する取扱いを規定する。

(なお、禁錮以上の刑に処せられた者や、本法案に違反して刑に処せられたり、
認定を取り消された者等は、一定の期間認定を受けられないものと規定。)

指定調査機関

主務大臣は、認証業務の認定に当たり、その指定する者(指定調査機関) に調査の全部又は一部を行わせることができることとする。

(3) その他必要な事項

特定認証業務に関する援助等

主務大臣は、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない旨を規定する。

国民への教育活動、広報活動

国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない旨を規定する。

国家公安委員会の役割

国家公安委員会は、認定を受けた認証業務に関して、重大な被害が生じることを防止するために必要があると認めるときには、主務大臣に対し、必要な措置をとることを要請できる旨規定。

罰則

利用者が認定認証事業者等に不実の証明をさせる行為について、3 年以下の懲役又は 2 0 0 万円以下の罰金に処する旨規定。

3 施行期日

平成 13 年 4 月 1 日